

徳島県保健環境センター試験研究評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県保健環境センター（以下「保健環境センター」という。）における試験研究について評価を行うことにより、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上及び環境の保全に資することを目的とする。

(評価機関)

第2条 保健環境センターの試験研究評価を行う機関として、徳島県保健環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名で組織する。
2 委員は、県民環境部環境総局長が委嘱する。
3 委員の任期は3年とする。但し、必要により再度委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会の委員は、別記のとおりとする。
2 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は事務局の要請を受けて、委員長が招集する。
2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 委員長がやむを得ないと認める場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
4 委員長は特に必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
5 委員会は公開とする。

(評価の内容)

第6条 試験研究評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 事前評価 次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。
(2) 中間評価 試験研究期間が3年以上となる試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。
(3) 事後評価 試験研究の終了後、その成果、今後の普及方法等について、評価を行う。

(評価の対象)

第7条 事前評価については、試験研究テーマのうち、次年度に新たに実施しようとするテーマを対象とする。
2 中間評価については、試験研究テーマのうち、試験研究期間が3年以上となる全てのテーマを対象とする。
3 事後評価については、試験研究テーマのうち、前年度に研究が終了した全てのテーマを対象とする。
4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる。

(評価の方法)

- 第8条 試験研究評価にあたっては、事務局は委員会に試験研究評価シートを提出し、これに基づき評価を行う。
- 2 評価結果は定量化するものとする。
 - 3 試験研究評価シートの様式は事前評価、中間評価及び事後評価ごとに別に定める。

(評価の項目)

- 第9条 試験研究評価にあたっては、試験研究の必要性、目標、内容、成果、手法等について評価を行うものとする。
- 2 評価項目の詳細については、別に定める。

(評価の時期)

- 第10条 評価を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事前評価 新たに試験研究を実施する年度の前年度に実施する。
 - (2) 中間評価 試験研究期間が3年のものについては、原則として研究期間が1年以上となる年度において実施し、試験研究期間が4年以上のものについては、研究期間が2年以上となる年度に実施する。
 - (3) 事後評価 試験研究が終了した年度の翌年度に実施する。

(国庫補助事業等の取扱)

- 第11条 前条の規定にかかわらず、国庫補助事業、委託事業等で事前評価を実施するいとまがないときは、事業実施後、最初に開催される委員会において報告するものとする。

(評価結果の反映)

- 第12条 保健環境センター所長は、委員会の評価結果について、次の各号に掲げる事項に反映させるものとする。
- (1) 試験研究テーマの採択、不採択
 - (2) 試験研究テーマの継続、休止
 - (3) 試験研究の内容等の修正
 - (4) 予算の配分
- 2 保健環境センター所長は、前項第1号から第3号までの措置を講じた場合は、委員会に報告するものとする。

(事務局)

- 第13条 委員会の事務局は、環境首都課及び保健環境センターに置く。

(雑則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、試験研究評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成16年8月27日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年8月27日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年8月27日から施行する。